

射水市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

射水市教育委員会

(令和8年4月1日施行)

目 次

1. 計画の趣旨・現状 1
2. 目標 2
3. 計画の期間 2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて 4

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員の勤務状況を改善することで、より健康な状態でその職務に励むことができ、児童生徒の教育に一層専念できるようにすることをねらいとして策定するものである。

第2期射水市教育振興基本計画で掲げる「豊かな人間性と創造性を備えた、たくましい人材の育成、射水市を担い、様々な分野で活躍できる人づくり」という基本理念の実現には、教育職員の心身の健康を保ちつつ、「働きやすさ」と「働きがい」を両立させ、一人一人がもつ能力をより発揮できる環境の整備が不可欠である。

本計画が目指す姿は、単に教育職員の労働時間を削減するだけでなく、業務の精選と効率化を図りながら、教育職員の「限られた時間の中で最大限の成果を出す」という意識を醸成し、本来担うべき業務に注力できるようにすることにある。児童生徒と向き合う時間や授業改善の時間に集中することは、学校の活力をさらに向上させることにつながると考える。

射水市教育委員会は、本計画を学校と連携して推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、射水市の未来を担う児童生徒のさらなる成長を目指す。また、取組状況や課題について検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な計画となるよう進める。

(2) 本市の現状

本市では、令和2年4月1日に所管に属する学校の県費負担教職員の勤務時間の上限に関して「射水市立学校に勤務する県費負担教職員の勤務時間に関する規則」（以下「規則」という）を施行し、県費負担教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

射水市では、これまでも月2回以上のチャレンジ・デー（19時までに全教育職員が退勤する日）や月1回以上のチャージ・デー（5時間目終了後に児童生徒下校）を各校が設定し取り組んできた。また、タッチパネルによる出退勤時刻の打刻により、勤務状況の客観的把握に努めるとともに、管理職による個別の声かけなどにも取り組んできた。中学校では、学校部活動を教育職員の勤務時間内に行うとともに、休日の活動については、地域展開を令和4年度から段階的に進め、令和7年度末をもって全ての学校の休日の学校部活動の地域展開が完了した。こういった取組の成果として、令和4年度には小学校では年間で479時間だった時間外在校等時間が441時間となり38時間の減、中学校では年間で526時間だった時間外在校等時間が423時間となり103時間の減となった。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりである。

	年平均（月当たり）	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	36時間46分	31.7%	1.9%
中学校	35時間18分	26.7%	4.0%

年平均（月当たり）では規則で示した各月上限の45時間より小中学校共に8～9時間ほど少ない。しかし、年間の合計では、小学校で441時間、中学校で423時間

と規則で上限として示している年 360 時間を小学校で 81 時間、中学校で 63 時間上回っており、国が目標としている月当たり 30 時間を小学校は約 7 時間、中学校は約 5 時間多い状況である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100 %にする。
- ・ 1 年間における時間外在校等時間を年間 360 時間以下にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標【令和 6 年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 15 日以上にする。【14.6 日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 10 %以下にする。【7.7 %】
- ・ ストレスチェックにおける「仕事や生活の満足度」の 5 段階評価の 5 と 4 の割合を 50%以上にする。【37.7%】

3 計画の期間

令和 8 年度～令和 11 年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の 3 分類※」を踏まえた業務の見直し

※「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和 7 年文部科学省告示第 114 号）」第 2 章第 3 節に記載のある「学校又は教師の業務の 3 分類」のこと

ア 学校以外が担うべき業務

◆学校集金の徴収・管理

- ・ 学校集金の徴収システムについて調査・研究をする。

◆地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・ 児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整について、学校支援コーディネーターや放課後支援コーディネーター等が中心となっていく。

◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・ 首長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を教育委員会内に設置することを検討し、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理及び授業における活用支援

- ・ 教育委員会が中心となっていく、民間事業者への委託や ICT 支援員の活用

を今後も推進し、教育職員の負担を軽減するとともに校務改善を図る。

◆学校プールの管理

- ・学校プールについては、段階的に民間プール施設の活用等を進め、学校プールの管理業務の負担軽減を図る。

◆児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・休み時間の時間帯の特徴に応じた安全点検等の措置を予め行った上で、学級担任等の特定教師のみが対応するのではなく、学校支援ネットワーク等の支援を得つつ、学校の職員等の輪番等を促進することで負担を軽減する。

◆学校部活動

- ・令和 10 年度から平日の学校部活動の地域展開を実施し、令和 13 年度末までに全ての学校部活動を廃止する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備、学習評価や成績処理

- ・教材等の印刷や物品等の準備その他の補助的業務については、スクール・サポート・スタッフ等の支援スタッフが中心となることができるよう、引き続き体制の整備にあたる。
- ・自動採点システムを活用し、採点作業や成績処理等に係る負担を軽減する。引き続き、学習及び校務での DX 化の推進に努める。

◆学校行事の準備

- ・学校行事に係る物品の準備等の業務について、教師と事務職員及びスクール・サポート・スタッフとの協働を引き続き促進する。

(2) 学校における措置の推進

学校においては以下の措置を推進し、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たりの授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小 4 以上は年間で 1086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制を見直す。
- イ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動や清掃時間の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ウ デジタル技術の活用により、配付書類や教育職員間の連絡等の校務を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」（学校向け）に基づいた自己点検の達成状況について 100%を目指し改善を進めていく。
- エ 学校は、市が設定した下記の時間帯以外は留守番電話を設定する。
（午前 7 時 40 分～午後 5 時 30 分）
- オ 各学校が決めた児童・生徒玄関の開錠時刻を保護者に周知し、開錠時刻以降に登校するよう呼びかける。
- カ 緊急時を除いては、学校同士や市教育委員会と学校等、勤務時間外は業務連絡及び会議等を行わない。
- キ 学校運営協議会において、学校としての教育職員に関する業務管理・健康確保措置に関する取組を説明し、保護者や地域の自治会等に対しても周知・理解を推進する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ア 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えるなど、疲労の蓄積が疑われたり、ストレスチェックにより高ストレスが認められた教育職員には、医師や臨床心理士による相談を受けるよう勧奨する。
- イ 心身の健康問題についての相談窓口について周知する。
- ウ 年次有給休暇においては、まとまった日数の連続取得を促進する。
- エ 定時退勤となる日を月2回以上実施することを推進する。
- オ 夏季休業中に連続した休みをとることができるように、学校閉庁日を定める。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 教育委員会においては、取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況について把握し、時間外在校等時間の状況を毎月各校の校長に伝える。また、毎年度、射水市のHPで公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- (2) 学校での児童生徒等の支援にあたる医療・福祉に関する人材については、関係部局・関係機関等と連携・協力し確保する。
- (3) 時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員が所属する学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (5) デジタル技術の活用により、学校における校務を効率化し、「GIGA スクール構想」の下での校務DXチェックリスト（設置者向け）に基づいた自己点検の達成状況について100%を目指し、改善を進めていく。
- (6) 1学期の始業式までの課業日を最低でも5日間とり、新学期の準備を十分に行う時間を確保し、ゆとりをもって児童生徒へ接することができるようにする。
- (7) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (8) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を図るとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。